インフルエンザ回復届け（保護者記入）

つみき保育園
園長　目取真香湖

インフルエンザに罹患した場合は、厚生労働省の定める「保健所における感染症対策ガイドライン」により、幼稚園と同じ期間は登園を避けるよう定められています。

①インフルエンザを発症してから5日経っていること（発熱した翌日を1日目とする）

②熱が下がってから3日経っていること

※この条件では、発症した日を含めて最低6日間の登園停止が必要となります。以下の表を参考に登園の目安を確認してください。

①近親者にインフルエンザ罹患者がいる中で、症状（発熱：37度以上、咳等）がある場合は、家庭保育の協力をお願いします。

②インフルエンザ発症後の解熱の基準対応は37度以下を指します。

③発熱後直ぐにインフルエンザ検査をしても陽性反応を示さない場合があります。基本発熱後12時間以上経過して検査を行ってください。

クラス：
園児名：

医療機関名：
診断日：　　年　　月　　日
インフルエンザ：（　　）型

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日（曜日）	/　（　）	/　（　）	/　（　）	/　（　）	/　（　）	/　（　）	/　（　）	/　（　）	/　（　）
朝（　　時）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕（　　時）	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃